

令和8年度 長浜市手話施策推進会議

次 第

日 時：令和8年6月25日（木）
午後3時00分～
場 所：長浜市役所 3階
3－B会議室

1 開 会

2 議 題

（１）手話で共に暮らす長浜市手話言語施策の取組内容等について

（２）長浜市手話施策推進会議の最終回にあたり思うことについて
（委員ご自身に生じた変化や今後に期待することなど）

3 閉 会

<資 料>

- 資料1 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策の取組内容等
- 資料1－1 健康フェスティバル・手話啓発ブース出展
- 資料1－2 広報ながはま（隔月）、しゅわとも掲載
- 資料1－3 令和8年度長浜市手話奉仕員養成講座（基礎課程）概要
- 資料2 長浜市手話施策推進会議の最終回にあたり思うこと
- 参考資料1 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例
- 参考資料2 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針
- 参考資料3 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

長浜市手話施策推進会議 委員名簿（令和８年度）

	種別	所属団体等	氏名
1	学識経験を有する者 （１号）	大学教授	たかなし かつや 高 梨 克也
2	関係団体の推薦を受けた者 （２号）	長浜市聴覚障害者協会	いしかわ みのる 石 川 稔
3		長浜市社会福祉協議会	みやがわ かずひこ 宮 川 和 彦
4		手話サークル	まつい かよこ 松 井 佳代子
5		滋賀県手話通訳問題研究会	おかの ひとみ 岡 野 仁 美
6	教育機関の職員 （３号）	長浜市教育委員会 教育指導課	きりはた ゆうこ 桐 畑 裕子
7	公募市民 （４号）	公募	しんむら けいこ 新 村 敬緯子
8		公募	ひらい しげこ 平 井 止夏子

（敬称略）

長浜市

	所属	職名	氏名
1	健康福祉部	次長	大塚 宏未
2		管理監（しょうがい福祉課長）	小 寄 多代
3	しょうがい福祉課 （事務局）	副参事（係長）	三家 秀和
4		主事	丸岡 佳苗
5		手話通訳士	辻 香代子

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6 年度以前の主な取組実績	R 7 年度の取組内容	R 8 年度の計画（一部実績含む）
市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。	①イベントの開催	条例制定イベントを実施した。 R5 年 9 月 24 日（日）13:30～15:30 長浜文化芸術会館において、中嶋元美（手話パフォーマー）による公演 約 200 人の参加あり。 市内在住の小学生を対象に「手話啓発ポスター」を募集し、上記イベントに合わせて、展示と表彰を実施。市内 3 校から 12 点の応募あり。	健康フェスティバルに手話啓発ブース出展。 R7.11 月 2 日（日）9:00～16:00 （於：長浜バイオ大学） 【新規】 （ブース来店者数：57 人）	健康フェスティバルに手話啓発ブース出展。 R8.11 月 1 日（日）9:00～15:00 （於：さざなみタウン一帯） ※資料 1-1 ※「手話であそぼう！」ブース 市内各サークルの協力を得て、来場者（子ども達）が手話に親しんでもらう機会を創出 【検討】
	②広報誌「広報ながはま」	広報ながはま 6 月号に特集ページを設け、手話でのあいさつと手話サークルの紹介を実施。 広報ながはま 11 月号から隔月で啓発記事を掲載。	広報ながはま（隔月）掲載。 R7.5 月・7 月・9 月・11 月・R8.1 月、 <u>2 月、3 月号</u> ※市政功績者表彰（4 サークル） ※資料 1-2	広報ながはま（隔月）掲載。 <u>R8.5 月</u> ・7 月・9 月・11 月・R9.1・3 月号 【継続】
	③HP・SNS 等の活用	ながはまミニミニ手話講座や手話奉仕員養成講座について X で発信。 養成講座受講生アンケート結果を HP に掲載 障害者週間に合わせ、12 月にながはま図書館の特別ブースに手話に関する図書を設置。	HP・note を活用し、「しゅわとも」を発信。 R7.7 月、R8.1 月、R8.3 月	HP・note を活用し、「しゅわとも」を発信。 R8.7 月、11 月、R9.1 月、R9.3 月 【継続】
	④パンフレット等の作成	手話言語啓発リーフレット（3,000 部）、ポケットティッシュ（3,000 個）、ボールペン（300 本）を作成し上記イベントや庁舎内で配布。	—	—
	⑤国スポ・障スポ PR 動画	YouTube 配信	YouTube 配信を継続（障スポ終了まで） （再生回数：9,080 回）	—
	⑥手話出前講座の実施	民生委員、人権擁護委員、高校、各種団体等へ出前講座の実施	高校、各種団体等へ出前講座の実施。（目標 5 件） （参加者数：356 人（7 件））	手話出前講座の実施。（目標 5 件） 【継続】
	⑦市職員へのワンポイント手話講座	市職員対象の手話講座の実施。朝礼の時間を使って、健康福祉部の各課へ啓発を実施。	市の新規採用職員対象の手話講座。健康福祉部内の課において朝礼で実施。（目標 12 回） （参加者数：119 人）	市の新規採用職員対象の手話講座（R8.6.3 実施）。健康福祉部内の課において朝礼で実施。 （目標 12 回） 【継続】
	⑧小中学校への出前講座の実施	社会福祉協議会を通じて、中学校・小学校・学園にてサークルに実施いただく。	社会福祉協議会・サークル連携による小中学校への出前講座の実施。（目標 10 校） 小中学校への出前講座「手話を学ぶ福祉教育」の関係者情報交換会の開催。【新規】 （サークル等 4 団体、社協、市、教育委員会）	社会福祉協議会・サークル連携による小中学校への出前講座の実施。（目標 10 校） 【継続】

（２）手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6 年度以前の主な取組実績	R 7 年度 of 取組内容	R 8 年度の計画
音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。	①意思疎通支援者の派遣	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 （専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼）	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 （専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼） （利用延べ人数：約 170 人）	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 （専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼） 【継続】
	②遠隔手話サービスの実施	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院で利用可能。中之郷診療所で利用。	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院で利用可能。中之郷診療所で利用。 （利用延べ人数：約 7 人）	依頼に応じて適時対応。 【継続】
	③災害時避難所における情報提供	H P を通して安全・安心メール、FAX119、ネット 119、110 番アプリシステムの活用を促進。 今後、避難所における情報提供方法の検討が必要。	H P を通して、安全・安心メール、FAX119、ネット 119、110 番アプリシステムの活用を促進。 災害時避難所における情報提供方法の検討。	H P を通して、安全・安心メール、FAX119、ネット 119、110 番アプリシステムの活用を促進。 今後、災害時避難所が開設された場合に、その運営状況を踏まえ検証。 【継続】

（３）コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6 年度以前の主な取組実績	R 7 年度 of 取組内容	R 8 年度の計画
手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。	①職員向け出前講座の実施	新規採用職員研修、庁内部署に手話講座を実施。	市の新規採用職員や庁内他部署に手話講座を実施。（目標 3 回）【一部再掲】 （参加者数：約 80 人）	市の新規採用職員や庁内他部署に手話講座を実施。（目標 3 回）【一部再掲】 【継続】
	②事業所等への啓発	出前講座による事業所への啓発。	出前講座や企業内人権啓発の機会を活用した事業所等への啓発。【新規】 （訪問事業所：市内 228 社）	出前講座や企業内人権啓発の機会を活用した事業所等への啓発。 【継続】

（４）手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6 年度以前の主な取組実績	R 7 年度 of 取組内容	R 8 年度の計画
ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。	①手話奉仕員養成講座（入門課程）の実施	隔年度で実施（R 5 年度に実施）。	6 / 13 ～ 11 / 21 全 20 回（目標 30 人） （修了 50 人 / 申込 58 人）	— 【継続（隔年）】
	②手話奉仕員養成講座（基礎課程）の実施	隔年度で実施（R 6 年度に実施）。	—	R8. 6 / 19 ～ 11 / 13 に実施。（目標 15 人） ※申込 37 人 ※資料 1－3 【継続（隔年）】
	③手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修	手話奉仕員養成講座（入門課程）及び（基礎課程）修了生を対象に実施。	R8. 2 / 27、3 / 13 に実施。（対象 50 人）	R9. 2 ～ 3 月に実施。 【継続】
	④資格取得への支援	—	資格取得に向けた「手話のススメ」を配布。 養成講座の中で資格情報等を提供し、講座参加者の学習（資格取得）意欲を醸成。	資格取得に向けた啓発実施。 養成講座の中で資格情報等を提供し、講座参加者の学習（資格取得）意欲を醸成。 【継続】

2026 ながはま健康フェスティバルについて

○日 時：令和8年11月1日(日) 午前10時～午後3時

○場 所： さざなみタウン

(長浜まちづくりセンター、長浜商工会議所、ビジネスサポートセンター)

○内 容： 「健康」をテーマに、各種団体等が健康関連の趣向を凝らした健康関連の催しを実施します。

(身体の測定など健康に関するブース出展、飲食や屋外展示など。)

○今年度の手話啓発ブース「手話であそぼう！」

→ 上記のイベント趣旨を踏まえ、市内各サークルの協力を得て、来場者（子ども達）が手話に親しんでもらう機会の創出を検討していきます。

2025 ながはま 健康フェスティバル

参加無料

～楽しみながらカラダをつくりおもしろさをのぞける～

日 2025年 **11月2日** **日**
時間 10:00～16:00
※雨天決行

会場 長浜バイオ大学
〒526-0829 滋賀県長浜市田村町1266



体のひろば

- ・健康づくり相談
- ・血糖値測定
- ・作業療法と一緒に
お箸を使ってハビリティ体験！！
- ・下肢筋力測定 ・腰痛、膝痛のお悩み相談
- ・救命救急体験 ・町の医者さんと医療系学生の健康相談
- ・口腔内カメラ ・手洗いチェック
- ・肌年齢測定 ・ちびっこ調剤体験
- ・骨密度測定 ・野菜摂取量測定
- ・出張！長浜市保健センター
- ・献血 ・視機能トレーニング体験
- ・ピフケアアプリ体験
- ・きんせん体操体験会、体力測定、脳体力®チェック体験会
- ・手話であそぼう！
- ・椅子に座ってらくらく運動
- ・認知症の気づきや予防の相談
- ・お灸ワークショップ
- ・姿勢チェック
- ・AGEs（終末糖化産物）測定
- ・はだしのトレイル〜あるいてあそぼう！

子どものサイエンス

- ・臨床検査技師が見る体の内側
- ・水橋展示

飲食ひろば^[有料]

- ・池原そば ・フランクフルト
- ・焼きそば ・フライドポテト
- ・からあげ ・綿菓子
- ・ポップコーン ・カレー
- ・餅つき ・太鼓いも
- ・移動販売車（平和堂・コープ）

ちびっこひろば^{（一部有料）}

- ・地震体験車、子ども用消防服試着、水消火器体験
- ・消防車、資機材搭載車
- ・災害用救急箱、ドクターカーの展示・乗車体験
- ・救護員の着用体験
- ・科学実験教室
- ・ふわふわかいじゅう
- ・ロードトレイン

講演会

季節に応じた生活
「養生」で健康になろう

明治国際医療大学 鍼灸学部
学部長・教授
伊藤 和憲 先生

長浜サティータから学ぶ新型コロナウイルスへの備え
ソリオライフ・サイエンス研究所の最前線と今後

日本学士院会員、京都大学経済研究部・特任教授、
京都大学若狭研究科助教/医学ナースセンター一室長
矢野 誠 先生



野外ステーション

- ・フルートとピアノで楽しむ
- ・フラダンス
- ・しゃぎり演奏
- ・ギター&歌唱
- ・献血啓発
- ・長浜小学校合唱団
- ・軽音楽
- ・お楽しみ大道芸

お問い合わせ先 特定非営利活動法人 健康づくり0次クラブ

〒529-0341 長浜市湖北・湊水2745 長浜市役所湖北分行倉庫内 TEL:0749-50-3191

※当日は出来る限り公共交通機関での利用をお願いいたします。（JR田村駅より徒歩1分）※雨天になる場合は中止となります。

●「手話であそぼう！」

令和7年度ブース来店者数：57人



<広報ながはま（隔月）掲載>

○令和8年 2月号

広報ながはま 裏表紙「ながおし！」



○令和8年 3月号

「手話で共に暮らす人たち」をインタビュー形式で紹介する “しゅわとも”

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 FAX 64・1767

「手話で共に暮らす人たち」をインタビュー形式で紹介する“しゅわとも”の第3回は、長浜市の手話奉仕員養成講座で手話を学ばれた5人の受講生をご紹介します。講座をきっかけに参加された、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025での手話・要約筆記ボランティアの体験談などについてお話をいただきました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ
しゅわとも

○令和8年 5月号

「手話のひろば」 “5月22日は「ほじょ犬の日」”

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 FAX 64-1767

5月22日は、「ほじょ犬(けん)の日」。平成14年5月22日に、身体障害者補助犬法が成立したことにちなみ、記念日となりました。

補助犬とは、身体にしょうがいのある人をサポートできるよう訓練された犬で、盲導犬、介助犬のほか、耳の聞こえない人には「聴導犬」が日常生活に必要な音をさまざまな行動で伝えます。しょうがいのある人の自立と社会参加のための大切なパートナーとして理解を深めましょう。



▲政府広報
オンライン



▲聴導犬
啓発動画

※参考：「しゅわとも」(note)の記事は次頁から

【しゅわとも③】「長浜市手話奉仕員養成講座」の受講生5人



しゅわとも（長浜市手話啓発）

2026年2月18日 09:05

長浜市では、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（令和5年4月1日施行）」を制定し、手話の普及・啓発を進めています。

みなさんに手話をもっと身近に感じてもらおうと、「手話で共に暮らす人たち」“しゅわとも”をインタビュー形式でご紹介するシリーズ、第3弾をお届けします。

ぜひお読みいただき、最後に♡マークをクリックしていただけると嬉しいです。

さて、“手話”と聞くと、なんだか自分とは縁がないような気がする方もいるかもしれません。そこで今回お話を伺ったのは、長浜市役所で開催されている手話講座で手話を学ばれた5人の受講生です。大人になって、手話をイチから学び始めたきっかけなどを教えていただきました。



皆さん、障スポ ボランティアのユニフォームに着替えてくださいました。

今回インタビューを受けていただいたのは、写真左から藤本妙子さん、葉山かおりさん、荻野太士さん、宮川和彦さん、河村豊志さん。インタビュー前から和気あいあいとした雰囲気、皆さんの仲の良さが伝わってきます。

まずは、普段のお仕事について聞いてみると、調剤薬局の受付事務や化学メーカーの研究補助、保険会社の営業、しょうがい福祉関係のお仕事など、様々でした。

手話のきっかけは、いろいろ

そんな職業がバラバラな5人は、どうして手話を学び始めたのでしょうか。

「子供の頃に手話の授業を一度受けて、興味があった」「定年退職後に何か地元に貢献できることを探していた」など皆さんそれぞれに、小さなきっかけがあったそう。

調剤薬局で働く荻野さんは、手話ができる同僚が、処方箋を持ってきた耳の不自由な患者さんと手話で会話をしているのをみて、「すごい！」と思ったのがきっかけに。

そんなふうな、それぞれ手話に少し興味を持っていた5人が見つけたのは、**長浜市の手話講座**。広報誌で受講募集をみて「ちょっとやってみようかな」という思いで5人は講座に参加され、手話の勉強を始めました。

障スポのボランティア参加が1つのゴール

講座を修了して数年が経った2025年秋。皆さんは、滋賀県で開催された「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」での手話・要約筆記ボランティアに参加されました。



ボランティアの様子

講座の時に県の職員さんからボランティア募集の案内があり、これに参加することを1つの目標にしたそうです。

「講座が修了したあとも、たまに集まって手話の勉強をしていました」と河村さん。目標があることで、継続して手話を学ぶモチベーションができたようです。

※障スポ：しょうがいのある選手が参加する全国障害者スポーツ大会

やっぱり“気持ち”が一番大事

今回のボランティアに参加してよかったことを聞いてみました。

「障スポが次に滋賀県で開催されるのは、きっと47年後とか。こんなに大きな大会に関わる機会はめったにないので、参加できてうれしかったです」と荻野さん。

「47年後」という言葉に、4人からは「確かに！」と声があがりました。

会場で耳が聞こえない方には、手話のプロが対応されていたそうです。そんななかでも河村さんは「**手話が完璧にできなくてもなんとかなる。ジェスチャーや身振り手振りで伝わることもありました**」と、**コミュニケーションは伝えようとする気持ち**が大切なことを実感されたそうです。

手話でつながる

次に、手話を学んでよかったことを聞いてみると、宮川さんは、仕事で手話を使う場面があったそうです。「耳が聞こえない方と手話であいさつをした時、**ギュッと心の距離が縮まりました！**」と嬉しそうに話してくれました。



さらに、5人には共通して手話をはじめてよかったと思うことがあるようです。それは“**大人になって新しい仲間と出会えたこと**”でした。

講座を一緒に受講してから7年経った今でも、連絡を取りあっているそうです。LINEグループの名前は「**ゆる〜い会**」。

「手話の動画などを共有してくれて、**手話続けるきっかけを与えてくれる**」と藤本さんが話してくれました。

葉山さんは、講座を受ける前年に長浜市に引っ越してきて、講座で友達ができたらいいなという思いがあったそうですが、こんなにも長く続く付き合いになったことに、自身も驚いているようでした。

「手話講座を受けなかったら、おそらく一生出会わなかった」
この言葉に全員が大きくうなずきました。

これからも“ゆる～く”、長く

そして、これからの目標を教えてくださいました。
障スポのボランティアで出会った、手話が上手な人たちに刺激を受けた葉山さんは「手話検定を受けてみようかな」と手話を学び続ける方法を探しているそうです。

さらに皆さんそろって、「**“続けることが大事”**なのでこれからもゆっくり継続していきたい」とのこと。



最後に、5人のお気に入りの手話を教えてくださいました。
皆さん個性豊かに紹介いただいたので、ぜひご覧ください。

インタビューでもお話があったように、コミュニケーションは伝えようとする姿勢が大切です。動画の撮影前にはお互いに「これでいいかな？」と手話をチェックされていて、少しつたないところもありながらも、丁寧に手話をされる皆さんからは誠実さがひしひしと感じられました。今回登場いただいた5人の皆さんが、「ゆる〜い会」というグループ名のごとく、ゆるく、長くつながっていくことを願っています！

【しゅわとも④】 住宅型有料老人ホーム ファミリオ長浜 施設長・スタッフの皆さん



しゅわとも（長浜市手話啓発）
2026年6月22日 16:17

長浜市では、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（令和5年4月1日施行）」を制定し、手話の普及・啓発を進めています。

みなさんに手話をもっと身近に感じてもらおうと、「手話で共に暮らす人たち」“しゅわとも”をインタビュー形式でご紹介するシリーズ、第4弾をお届けします。

ぜひお読みいただき、♡マークをクリックしていただけると嬉しいです。

今回ご紹介するのは、地域に根差した介護を実践する「住宅型有料老人ホーム ファミリオ長浜」さんです。ここでは、佐野施設長をはじめスタッフの皆さんが、手話を特別なものではなく、大切な「コミュニケーションの鍵」として日々のケアに取り入れています。



住宅型有料老人ホーム ファミリオ長浜

「どなたでも」という理念から始まった出会い

ファミリオ長浜さんが手話と深く関わるようになったきっかけは、聴覚しょうがいを持つご夫婦の入居でした。

「この施設は、医療依存度が高い方や行き場に困っている方など、どなたでも受け入れるという理念でスタートしています」と話す佐野さん。しかし、当時は手話ができるスタッフはほとんどおらず、現場でも試行錯誤が続いたといいます。



施設長 佐野 嘉信 さん

試行錯誤の日々を支えた「伝えたい」という思い

最初は筆談から始まりましたが、スタッフの皆さんは「もっとスムーズにコミュニケーションをとることができるようになって、ストレスなく過ごしてほしい」という思いで、自主的に手話の勉強を始めました。施設全体で手話の本を共有したり、YouTubeの動画を見て学んだりする姿が見られるようになったそうです。

現場のスタッフからは、「最初は伝えたいことが伝わっているのか分からず、もどかしさを感じることもありました」という率直な声も上がりました。しかし、「手話はほとんどわからないけれど、使うことによって笑顔で通じ合える」ことを実感し、少しずつ心を通わせていきました。

筆談から「自然な手話」へ

入居から時間が経つにつれ、関係性にも変化が生まれました。「最近では筆談の回数が減り、ジェスチャーや簡単な手話、口の動きだけで意思疎通ができるようになってきました」と、関わりの深まりを実感されています。

今では、出勤時の「おはよう」や「こんにちは」という挨拶に手話を添えることが、施設内の日常風景になっています。

スタッフの皆さんは、「手の動きはもちろん、スキンシップでの背中をなでる、手を握るといったことも手話の一例。私たちが普段会話しているのと同じ、生活していくのに必要な言語」だと捉えています。

「十人十色」のケアを大切に

施設のホームページにも掲げられている「十人十色」という言葉。「利用者さん一人ひとり、身体の状態も背景も違います。その人に合わせたケアを大切にしたい」と

いう佐野さんの想いは、スタッフにも浸透しています。

インタビューに同席したスタッフの松本さんは、「基本的な手話を身につけることで、信頼関係が生まれる感じがします。利用者さんから『その手話、“上手”やで』と教えてもらうこともあるんですよ」と笑顔で話してくれました。

また、上野さんも「手話で喋ると、利用者さんの表情がパッと明るくなる。それが何より嬉しいです」と、手話がもたらす喜びを語ります。



松本 さん



上野 さん

これからも「家族」のような温かさを

「ファミリオ」という施設の名前には、家族のような距離感で、家庭と同じようにリラックスして過ごしてほしいという願いが込められています。

スタッフの皆さんが大切にしているのは、「優しさ」「寄り添う」「ていねい」の3本柱です。

「時間はかかっても相手が何を訴えているか確認する」。そんな真摯な姿勢と、手話を通じて育まれた温かな絆が、ここには溢れていました。

<インタビューより>

「手話ができるスタッフがいる」という特別な看板を掲げているわけではなく、目の前の利用者さんと向き合う中で、自然と手話が共通言語になっていった過程がとても印象的でした。

スタッフの皆さんが口にされた「手話を使うことによって笑顔で通じ合える」というフレーズは、まさに手話でのコミュニケーションの本質を表しているように感じます。

これからも「ファミリオ長浜」の皆さんの心のこもった介護サービスの提供を応援しています！

長浜市手話奉仕員養成講座「基礎課程」開催のご案内



↑
お申し込み
専用フォーム

手話で話せるようになる講座

手話奉仕員養成講座「入門課程」を修了し、さらに手話のスキルアップを目指す人を対象に、手話の基本文法と表現技術を習得するための講座です。

と き 令和8年6月19日(金)～11月13日(金) 毎週金曜日 19:00～21:00 (全20回)

※ 開講日 6/19・閉講日 11/13 は、18:30開始

※ 11/6 自宅学習(休講)・11/20 予備日

ところ 長浜市役所本庁舎内

内 容 厚生労働省 手話奉仕員養成カリキュラム「基礎課程」による講座

対象者 ・長浜市が過去に実施した手話奉仕員「入門課程」を受講し、「認定証書」の交付を受けている人
・長浜市に在住、在勤または在学している人で、他自治体で手話奉仕員養成講座の入門編を受講し、修了したことを証するものをお持ちの人

受講料 テキスト代 4,290円

令和7年度長浜市手話奉仕員養成講座「入門課程」を受講された人は、お手元のテキストをお使いいただけます。

定 員 40人程度

お申し込み期限 令和8年5月29日(金)

お申し込み方法

右上のQRコードを読み取り、申込み専用 Logo フォームにアクセスしてお申込みください。

または、裏面の申込書をご記入のうえ、FAX・メール・郵便でお送りいただくか、窓口までご持参ください。

お申込みいただいた人には、後日受講の可否をお知らせします。全20回のうち、80%以上(16回以上)出席した人に、認定証書を交付します。

〔 問い合わせ・申込み先 〕

長浜市 健康福祉部 しょうがい福祉課

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

TEL 65-6372 / FAX 64-1767

メールアドレス shougaifukushi@city.nagahama.lg.jp



長浜市手話施策推進会議の最終回にあたり思うこと

本市では、手話で共に暮らす長浜市手話言語条例をはじめ、施策の推進方針や施策ロードマップを定め、次の施策（詳細：資料１）を総合的かつ計画的に推進しています。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

今後は、法定計画である「長浜市しょうがい福祉プラン・アクションプラン」に位置付け、既存の枠組みの中で実効性を担保し、安定的かつ継続的な取組へと発展させていくことになります。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン							
アクションプラン							
長浜市手話言語施策 ロードマップ							

長浜市手話施策推進会議の皆さんにおかれましては、手話施策が総合的かつ計画的に進められるように、令和５年度から施策の推進状況の点検や評価等にご協力いただきました。

今後、その役割は既存の枠組みへと引き継がれますが、これまで関わっていただいた皆さんから、当該会議に関わったことで生まれた気づきや、意識・行動の変化など、ご自身に生じた変化や具体的な行動などがあれば、ご紹介いただけると幸いです。

また、今後に期待することなどもあれば、併せてお教えてください。

<メモ>

※本資料を回収する予定はありません。発言メモとしてお使いください。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があるなど、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）や障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、手話は言語として位置付けられましたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されている状況ではないことから、手話に対する長浜市民の理解を深めるとともに、手話を普及して使用しやすい環境を整備していくことが重要です。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、長浜市民が手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、長浜市民と長浜市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者（手話を使用するろう児及び盲ろう者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話の獲得及び習得に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、ろう者が、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。

- (3) ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより、ろう者が、手話によるコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活又は地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

- 2 災害が発生した場合において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者は、基本理念にのっとり、手話の普及に努めるものとする。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

- 2 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第 6 条第 1 項に基づく推進方針を次のとおり定めます。

1 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(1) 施策の基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話の普及啓発及び理解の広がり仕組みづくりについて、関係団体と協働して進めます。

イ 手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベント、広報、ホームページ等を活用し、手話に関する広報・周知に努めます。

ウ リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組めます。

2 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(1) 施策の基本的方向

音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による市政に関する情報提供に努めます。

イ 手話通訳者を派遣するなど、ろう者が安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ 市役所窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

エ 災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等に努めます。

3 コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(1) 施策の基本的方向

手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを

図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施します。

イ 市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

ウ 情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の普及啓発を行い、利便性の向上に努めます。

4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(1) 施策の基本的方向

ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

イ 手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

ウ 手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

5 市長が必要と認める施策

その他、条例の目的を達成するため必要な施策を講ずるものとします。

手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

手話施策を総合的かつ計画的に実施するため、ロードマップを作成します。

1 ロードマップの位置付け

(1) 手話言語施策ロードマップとは

このロードマップは、手話で共に暮らす長浜市手話言語条例※（以下「条例」といいます。）第6条に基づき、施策の推進方針を策定しており、それを実現するため、市が実施している・実施を検討している施策をまとめたものです。

(2) ロードマップの対象期間

このロードマップの期間は、令和5年度から令和8年度（令和9年3月31日）までです。

ただし、本市を取り巻く社会経済状況の変化や、当事者の方との協議、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

2 実施する／実施を検討する各取り組み

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

取組内容	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
イベントの開催		実施			
広報誌「広報ながはま」【特集号】		特集頁			
広報誌「広報ながはま」【連載】		計画期間			
ホームページ・SNS等の活用		計画期間			
パンフレット等の作成		作成			更新
国スポ・障スポPR動画	計画期間				
手話出前講座の実施	計画期間				
目標	—	5件	5件	5件	5件

市職員へのワンポイント						
手話講座	目標	—	5回	12回	12回	12回
小中学校への出前講座の						
実施（※1）	目標	—	5校	10校	10校	10校

※1 市内小学校 23校、中学校 10校、小中一貫校 2校

（2）手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援者の派遣					
遠隔手話サービスの実施					
災害時避難所における情報提供					

※もしもメール、FAX119、ネット119、110番アプリシステムの活用を促進するための啓発も実施

（3）コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
職員向け出前講座の実施					
目標	—	3回	3回	3回	3回
電話リレーサービスの普及促進					
事業所等への啓発					

（4）手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成講座（入門課程）					
の実施					
目標	—	40人	30人	30人	30人
手話奉仕員養成講座（基礎課程）					
の実施					
目標	—	—	15人	15人	15人
手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修					
資格取得者への助成					
目標	—	—	2人	2人	2人

3 ロードマップの点検・評価

このロードマップに沿って取り組みを進めるため、「長浜市手話施策推進会議」を活用し施策の推進状況の点検及び評価等を行います。

そのため、年度初めに前年度の取り組みの評価を行い、現行施策の見直し改善を図ります。また、今年度の目標を定め事業を実践します。中間期に次年度の計画を立案し、有効性・効率性の高い施策実現を目指します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	前年度 評価等					次年度 計画等						